

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

令案要綱

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）附則

第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすること。